愛知医科大学課外活動に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学学則第15条の規定に基づき、愛知医科大学(以下「本学」という。) の学生の課外活動について定める。

(定義)

第2条 この規程において「課外活動」とは、正課以外に学生が学生生活の充実を意図して、自由意 思に基づき組織的に行う自主的な活動をいう。

(活動の範囲)

- 第3条 学生は、課外活動を行うに当たり、学業の妨げにならないように留意しなければならない。 (団体の承認)
- 第4条 課外活動団体(以下「クラブ」という。)を設立しようとする学生は,第10条に定める課外 活動連絡協議会の議を経て,学長に願い出て承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の願い出があったときは、医学部学生生活委員会の議を経て承認する。
- 3 クラブを解散するときは、当該クラブの責任者が解散届を学長に提出しなければならない。 (顧問)
- 第5条 クラブに顧問を置き、本学の助教以上の教員をもって充てる。
- 2 顧問は、当該クラブにおける健全な課外活動の支援をするものとする。

(クラブへの加入・脱退)

第6条 クラブへの加入及び脱退は、学生自身の意思によるものとする。

(活動の制限)

- 第7条 学生部長は、クラブにおける課外活動が健全でないと認めたとき、又はクラブに加入している学生が成績不振のときは、クラブ又は学生への教育的指導を行うとともに、学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、必要であると認めたときは、当該クラブの課外活動を制限し、若しくは停止し、若しくは当該クラブを廃止し、又は当該学生の課外活動を制限し、若しくは停止し、若しくは当該学生をクラブから脱退させることができる。

(外部団体への加入及び脱退)

第8条 クラブが学外団体へ加入し、又は脱退するときは、学生部長の承認を得なければならない。 (課外活動評価委員会)

- 第9条 学生の健全な課外活動を支援するため、課外活動評価委員会を置く。
- 2 課外活動評価委員会について必要な事項は、別に定める。

(課外活動連絡協議会)

- 第10条 課外活動を円滑に行うために、課外活動連絡協議会を置く。
- 2 課外活動連絡協議会について必要な事項は、別に定める。

(細則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に設立されたクラブは、この規程により設立されたものとみなす。